

玖珠町プレミアム付商品券

# 取扱事業者 募集要項

申込期間／令和元年7月1日（火）～7月31日（水）

発行：玖珠町

## 1.事業名

プレミアム付商品券発行事業

## 2.事業趣旨

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定める。

## 3.対象者

(1) 令和元年度住民税非課税者。住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は除く。

(2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する子育て世帯の世帯主。

## 4.商品券の概要

(1) 商品券の発行見込額は、総額 87,125,000 円 (対象人数 3,485 人×25,000 円)

(2) 額面 500 円の商品券 10 枚入りを 1 セットとして合計 5,000 円分を 4,000 円で販売する。

(3) 購入限度額は、低所得者一人につき 5 セットまで、子育て世帯主は対象の子一人につき 5 セットまでとする。

(4) 商品券の販売期間は、令和元年 10 月 1 日 (火) から令和 2 年 2 月 14 日 (金) とする。

(5) 商品券の使用期間は、令和元年 10 月 1 日 (火) から令和 2 年 2 月 29 日 (土) とする。

(6) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のとおりとする。また、商品券の現金との交換及び釣銭の支払はできない。

- ① 出資や債務の支払い
- ② 商品券・ビール券・図書券
- ③ 切手、官製はがき、印紙、たばこの購入
- ④ 仕入れ等の事業資金
- ⑤ その他、本事業の趣旨に添わないもの

## 5. 取扱事業所応募資格

(1) 玖珠町内に店舗又は住所を有する事業者で、下記に該当しない者

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる事業者
- ③公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
- ④役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

※取扱事業者（例）

- 大型店（スーパー等）
- 食料品（青果店、鮮魚店、精肉店、精米店等）
- 衣料品（洋服店、呉服店、帽子店等）
- 小売（書店、文具店、家電、コンビニ、ドラッグストア等）
- 飲食（食事処、レストラン、喫茶店、居酒屋等）
- レジャー（カラオケ、スポーツ施設等）
- 生活サービス（クリーニング店、修理店、銭湯等）
- 宿泊（ホテル、旅館等）
- 理美容（理髪店、美容院、エステティックサロン等）

## 6. 申込方法

(1) 本事業に登録するにあたり「玖珠町プレミアム付商品券取扱事業者申込書」（以下、申込書）、「誓約書」に必要な事項を記入し、下記応募先へ提出するものとする。（FAX不可）

### 【応募先】

- (1) 玖珠町役場 企画商工観光課 商工労政・企業誘致班  
〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5
- (2) 玖珠町商工会  
〒879-4403 玖珠町大字帆足125番地の1

※郵送に係る費用は事業者の負担とする。

※「申込書」、「誓約書」は以下の場所で入手できる。

- ・玖珠町役場 企画商工観光課
- ・玖珠町ホームページ
- ・玖珠町商工会

## 7. 申込期間

令和元年7月1日（月）～7月31日（水） 午後5時必着

## 8. 取扱店舗決定通知

申込事業者を審査した後、取扱店舗に対し決定通知を送付する。

取扱店舗の決定した事業所の一覧表（チラシ）を9月中に購入対象者へ配布する。また、玖珠町ホームページ上に取扱事業者の一覧を公表する。

## 9. 商品券の取扱い

（1）取扱事業者は、消費者が物品等を購入し、また、サービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒んではならない。

（2）取扱事業者は、持ち込まれたすべての商品券裏面の「取扱加盟店印欄」に押印または事業者名を必ず記入する。

（3）使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないものとする。不足分は現金等で受け取る。

（4）使用期限が過ぎた商品券、き損した商品券、既に「取扱加盟店印欄」に押印または記入されている商品券は受け取らない。

（5）商品券の紛失・盗難等に対し、玖珠町はその責任を負わない。商品券利用者と取扱事業者との間で解決するものとする。

## 10. 商品券の換金

（1）換金申請期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年3月13日（金）までの間とする。但し、換金指定日として毎月5日、15日、25日と3月13日の午前9時から午後5時までとする。（休日の場合は、前開館日）

（2）換金申請期間を過ぎた場合は換金に応じない。

（3）玖珠町商工会で、小切手の支払いをする。小切手の換金は3月23日（月）までとする。

（4）取扱事業者は、玖珠町商工会窓口にて「玖珠町プレミアム付商品券換金申請書」に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添えて提出する。なお、押印または記入のない商品券は換金に応じない。

## 11. 手数料

登録時、換金時ともに無料とする。

## 1 2. 注意事項

- (1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (2) 換金目的での商品券の購入はしてはならない。
- (3) 商品券を自社商品の購買に使用してはならない。
- (4) 商品券を事業決済資金として使用してはならない。
- (5) 商品券を複製・偽造してはならない。
- (6) 町は、取扱事業者が不正行為を行ったとみなされる場合は、取扱事業者の資格を取り消すとともに、商品券の換金に応じない。また、すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。

## 1 3. その他

- (1) 登録事業者には、商品券取扱店ポスターを配付する。
- (2) 登録事業者は、ポスターを消費者が見やすい場所に掲示すること。